

## 胎内農業振興地域整備計画の変更理由書

### 1 農業振興地域整備計画の変更理由（法第13条第1項）

経済事情の変動その他情勢の推移により変更の必要性が生じたため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うものである。

付図番号①～③については、経済事情の変動その他情勢の推移により農振農用地とする必要性が生じたため、同法第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うものである。

付図番号④～⑦については、経済事情の変動その他情勢の推移により変更の必要性が生じたため、同法第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うものである。

### 2 マスタープランの変更

変更する事項	変更理由	備考
-	-	-

### 3 農用地利用計画の変更

#### (1) 編入

付図番号	編入箇所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の用途区分
①	半山 字山下 424-1、424-2 字鰐橋 363、364-1、 364-2 字寺山腰 382、383	農振法第10条第3項第5号該当  具体的理由： 中山間地域農業の継続のため、土地の農業上の利用を確保する必要があると認められるため。 (中山間地域等直接支払制度の対象地とするため。)	田：3,569 m <sup>2</sup> 畑： 336 m <sup>2</sup> 計 3,905 m <sup>2</sup>	農用地区域
②	蔵王 字榎田 1-1、5	農振法第10条第3項第5号該当  具体的理由： 中山間地域農業の継続のため、土地の農業上の利用を確保する必要があると認められるため。 (中山間地域等直接支払制度の対象地とするため。)	田：3,215 m <sup>2</sup>	農用地区域
③	鼓岡 字道端 405-1、407-2、 408-1、415-1、415-5、 418-1、418-2、418-5、 418-6、 字中下野 1509-1、 1536-1、1551-1、 1551-2、1617-1	農振法第10条第3項第5号該当  具体的理由： 中山間地域農業の継続のため、土地の農業上の利用を確保する必要があると認められるため。 (中山間地域等直接支払制度の対象地とするため。)	田： 5,765.97 m <sup>2</sup>	農用地区域

(2) 除 外

付図 番号	除外箇所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後 の用途
④	加賀新 字淨樂寺 401-1、 402-1	農用地	法第 13 条第 2 項に該当  具体的理由： 集合住宅用地とするため。 (アパート建設)	田 : 743 m <sup>2</sup>	非農業 的用途
⑤	本郷 字家ノ下 503-1、504-1、 505-1、506-1、 507-1、508-1	農用地	法第 13 条第 2 項に該当  具体的理由： 商業用施設用地とするため。 (店舗建設)	田 : 3,857 m <sup>2</sup>	非農業 的用途
⑥	並櫻 字村中 502-1	農用地	法第 13 条第 2 項に該当  具体的理由： 宅地を拡張するため。 (自家駐車場等)	田 : 230 m <sup>2</sup>	非農業 的用途
⑦	須巻 字貝喰 1005-5、 字鳥越 990-2、 991、992、993、 994、994-1、 995-2、997-1、 997-4、997-5、 999-1、1000	その他	法第 10 条第 3 項各号非該当  具体的理由： 開発予定のない山林原野等 において保安林の確保が必要 となったため。 (土砂流出防備保安林指定)	その他: 3,824 m <sup>2</sup>	非農業 的用途